

多摩市子育て支援課

高校生等医療費助成事業の創設について

1. 概要

現在、東京都は中学生までとしている医療費助成の対象を高校生まで拡充する方針を発表しました。多摩市としては、東京都が定める児童手当法に準拠する所得制限を設けることなく、すべての子どもが医療費助成を受けられる制度設計とします。

また、通院1回あたり上限額200円の一部負担金については、医療保険制度の相互扶助の考えや医療現場の厳しい状況などを総合的に勘案し、継続することとしました。

2. 目的

生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的として実施するものです。

3. 実施時期

令和5年4月1日

4. 対象

高校生等医療費助成制度を創設し、すべての高校生等を医療費助成の対象とします。

※但し下記の方は他制度が優先されるため対象から外れます。

- ・生活保護を受けている
- ・児童福祉施設に措置入所している
- ・里親に委託されている
- ・ひとり親家庭医療費助成制度（マル親）を受けている
- ・心身障害者医療費助成制度（マル障）を受けている

5. 対象者見込

約3,700人

6. これまでの経緯と今後の主なスケジュール

- 令和4年 9月 条例改正・システム改修
10月 医療機関等に制度設計説明
11月 対象者に勧奨通知を発送
制度改正についてのたま広報
ポスター等にて周知
対象者の申請受付開始
令和5年 4月 制度改正

7. 近隣市の状況 令和4年9月報道（参考）

自治体名	所得制限	自己負担
八王子市	あり	あり
府中市	なし	なし
町田市	あり	あり
日野市	あり	あり
稲城市	あり	あり